身体障害者補助犬給付取扱要領兼委託候補事業者選定要領

（目　　的）

第１条　この要領は、東京都身体障害者補助犬給付要綱（以下「給付要綱」という。）に基づき実施する東京都身体障害者補助犬給付事業において、身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）の給付を申請する者（以下「申請者」という。）の申請要領並びに給付審査会が厳正かつ公平に給付対象者及び委託事業者の選定を行うために必要な事項について定めるものとする。

（給付申請）

第２条　給付要綱第３条第１項の規定による給付相談の結果、申請年度内に必要な訓練を実施し補助犬の認定を受けることができる可能性があると判断された申請者は、給付要綱第３条第２項に定める書類を区市町村福祉主管課宛提出するものとする。申請の期間は、東京都福祉局長が別に定め、区市町村及び事業者に周知する。

（委託候補事業者登録資格）

第３条　委託候補事業者として登録を申請できるものは、次の要件を備えたものとする。

１　盲導犬委託候補事業者

（１）社会福祉法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人又は特定非営利活動法人であること。

（２）事業者所在地が都内又は東京都近郊であること。

（３）道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１４条第１項に規定する政令で定める盲導犬であって、身体障害者補助犬法（平成１４年法律第４９号）第１６条第１項の認定を受けているものを、申請年度から遡って過去３年間の年間平均で５頭以上給付又は貸与した実績（申請年度の前年度については予定頭数を含む。）があること。

（４）国家公安委員会から盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則（平成４年国家公安委員会規則第１７号）に基づき指定を受けていること。

（５）事業者所在地の都道府県知事に、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第６９条の規定に基づく第２種社会福祉事業の届出を行っていること。

（６）給付候補者から給付要綱第３条第１項に定める給付相談等の依頼があった場合に、無償でこれに協力できること。

（７）給付候補者から給付要綱第３条第１項に定める給付相談を受けていること。

２　介助犬及び聴導犬委託候補事業者

（１）社会福祉法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、又は特定非営利活動法人であること。

（２）事業者所在地が都内又は東京都近郊であること。ただし、福祉局長が認めた場合はこの限りではない。

（３）事業者所在地の都道府県知事に、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第２６

条及び社会福祉法第６９条の規定に基づく第２種社会福祉事業の届出を行っていること。

（４）身体障害者補助犬法第１６条第１項に定める認定を受けた補助犬（介助犬委託候補事業者については介助犬、聴導犬委託候補事業者については聴導犬）を、申請年度から遡って過去３年間に１頭以上給付又は貸与した実績があること。

（５）給付候補者から給付要綱第３条第１項に定める給付相談等の依頼があった場合に、無償でこれに協力できること。

（６）給付候補者から給付要綱第３条第１項に定める給付相談を受けていること。

（委託候補事業者の登録）

第４条　給付候補者に補助犬を給付するに際し、委託事業の受託を希望する事業者は、福祉局長宛てに、委託候補事業者登録申請書と、別表に規定する必要書類を提出するものとする。また、申請の期間は別に定める。

（給付対象者の選考）

第５条　身体障害者補助犬給付候補者（以下「給付候補者」という。）及び補欠候補者の選考は、身体障害者補助犬給付審査会設置要綱（平成１６年８月１日付１６福障在第６９８号）が定める審査会が行い、これを決定する。ただし、補欠候補者の中から給付候補者を決定する場合においては審査会の手続を経ない。

２　給付候補者及び補欠候補者の選考方法は、原則として書類選考とし、必要に応じて面接等を行うことができる。

３　給付審査会委員及びその庶務を担当する者は、審査に必要な限りにおいて、申請者の同意を得た上で、東京都心身障害者福祉センターの身体障害者手帳判定書類を閲覧することができる。また、訓練事業者等から申請者についての情報を収集することができる。

４　給付候補者及び補欠候補者の決定に当たっては、給付要綱第２条に定める要件のほか、障害の程度、生活状況、就労などの社会参加への効果、補助犬の必要性等を考慮する。

５　給付候補者に対し当該年度内に補助犬を給付することが不可能となった場合、その給付候補者が申請していた種類の補助犬の補欠候補者（該当する補欠候補者がいない場合は他の種類の補助犬の補欠候補者）を給付候補者とすることができる。

６　補欠候補者の中から給付候補者を決定するに当たっては、第４項に規定する事項、審査会で決定された補欠候補者の補欠候補順位及び年度内に必要な訓練を修了し補助犬の給付が可能か等の事情を考慮し決定する。

（委託事業者の選定）

第６条　委託事業者の選定は、身体障害者補助犬給付審査会設置要綱が定める審査会が行い、これを決定する。

２　委託事業者の選考方法は、書類選考及び現地調査とする。ただし、東京都に身体障害者福祉法第２６条による届出を行っている事業者及び過去に東京都の補助犬給付事業の委託を受託し

ている事業者については、現地調査を省略することができる。

３　候補犬は給付対象者の需要に合わせて訓練されることから、委託事業者の選定は、給付対象者と組で選考することができる。

附　則

１　この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

２　この要領の施行に伴い、平成２７年度介助犬・聴導犬給付取扱要領兼委託候補事業者選定要領（平成２６年２月２５日付２６福保障自第１５１８号）は廃止する。

附　則（平成２８年１２月１３日付２８福保障計第１３９８号）

この要領は、平成２８年１２月１３日から施行する。ただし、平成２８年度身体障害者補助犬給付事業については、なお従前の例による。

附　則（令和５年６月２８日付５福保障計第５８１号）

この要領は、令和５年７月１日から施行する。

別表

委託候補事業者登録に必要な書類

（１）　東京都に身体障害者福祉法第２６条による届出を行っている事業者及び過去に東京都の補助犬給付事業の委託を受託している事業者

ア　委託候補事業者登録申請書（都様式）

イ　事業計画書

ウ　申請年度から遡って過去３年間の事業者の補助犬の育成・給付実績（申請年度の前年度については予定頭数を含む。）がわかる資料

（２）　（１）以外の事業者

ア　委託候補事業者登録申請書（都様式）

イ　法人の登記簿及び訓練施設の登記簿の写し

ウ　申請年度及び前年度の収支予算書並びに申請年度前年度の収支決算書（写）

エ　申請年度及び前年度の事業計画書

オ　訓練の実施体制を記載した書類

カ　専門職との協力体制を記載した書類

キ　候補犬の確保方法を記載した書類

ク　候補犬の保健衛生の確保体制を記載した書類

ケ　再訓練の実施体制を記載した書類

コ　第一種動物取扱業又は第二種動物取扱業の届の写し（該当の事業者のみ）

サ　申請年度から遡って過去３年間の事業者の補助犬の育成・給付実績（申請年度の前年度については予定頭数を含む。）がわかる資料